

# 子どもたちの 心に寄り添う対応を



わたしたち教職員は、子どもたち一人ひとりの心に寄り添った温かい丁寧な対応が必要です。しかし、子どもたちの状況を十分に把握しないまま、子どもの人権を考えない『体罰』や行き過ぎた指導を行ってしまうことがあります。全教職員が、体罰は決して許されない行為であることを認識し、子どもたちの可能性を伸ばす指導方法や指導体制について、学校全体で取り組んでいかなければなりません。

宝塚市教育委員会

# その指導・・・本当に大丈夫？

－ チェックリスト －		体罰？ 懲戒？
1	授 話を聞かず勝手な行動をした子どもを、廊下に立たせた。	
2	おしゃべりをしていた子どもを、その場に長時間立たせた。	
3	業 眠っていた子どもに対して「起きなさい」と眠気覚ましにほおをつねった。	
4	体育の授業中、さぼった罰として、炎天下で長時間グラウンドを走らせた。	
5	中 授業に遅れてきたからと理由も聞かずに、頭を叩いた。	
6	ケンカをしている子どもを、止めようと馬乗りになって押さえた。	
7	生 掃除をさぼった子どもに対して、放課後掃除をさせた。	
8	指 ケンカをした罰として、顔にマジックで印をつけた。	
9	導 子どもが思うように指導に従わないので、腹をたて「死ね」と言った。	
10	中 宿泊行事で、就寝時間を過ぎても騒いでいる子どもに対して、反省を促すため正座をさせ、指導した上で就寝させた。	
11	真面目に練習していなかったため、部室の片付けや掃除をさせた。	
12	部 練習試合でミスが多い生徒に対して、長時間説教し、体を押した。	
13	活 体操服を忘れた生徒に対して、練習時間が終わるまで、トイレに行かせなかったり、水分補給させなかったりした。	
14	中 試合中、ミスが目立つ生徒に対して、一旦選手から外し見学させた。	
15	試合終了後、反省会を開いている際、相手チームの悪口を言った生徒を長時間罵った。	

右頁を参考に、「体罰」になるか「懲戒」になるか話し合い、チェックしてください。そして、自分の指導を振り返りましょう。

# 人権侵害にあたる体罰は・・・絶対NO！

## 学校教育法第11条

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に**懲戒**を加えることができる。

**ただし、体罰を加えることはできない。**

平成25年（2013年）3月13日付け、24文科初第1269号通知にある学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰等に関する参考事例から考えると体罰と懲戒を以下のように区別しています。

### ～ 体 罰 ～

- 殴る蹴る等、身体に対する侵害を内容とする行為は、許されない。
- 正座や直立等、特定の姿勢を長時間にわたって保持させる行為をさせるのは、許されない。
- 用便に行かせなかったり、食事時間を過ぎて食べ終わるまでいつまでも教室に留めておいたりすることは、許されない。
- 遅刻した子どもを教室に入れず授業を受けさせないことは、たとえ短時間でも許されない。
- 授業中、怠けたり、騒いだりしたからといって子どもを簡単に教室外に出すことは許されない。
- 万引き等をした場合など、その子どもや関係者に話を聞くことはよいが、自白の強要をしてはならない。
- 遅刻や怠けたことで、放課後、残して掃除当番等の奉仕活動をさせることは差し支えないが、不当な差別待遇や酷使はいけない。

### ～ 懲 戒 ～

- 児童生徒から教員に対する暴力行為があった際、教員が防衛のためやむを得ずした有形力の行使
- 他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目の危険を回避したりするためにやむを得ずした有形力の行使
- 放課後等に教室に残留させる。
- 授業中、教室内に起立させる。
- 学習課題や清掃活動を課す。
- 学校当番を多く割り当てる。
- 立ち歩きの多い児童生徒を叱って席につかせる。
- 携帯電話に関し、授業中にメール等を行い、学校の教育活動全体に悪影響を及ぼすような場合、保護者等と連携を図り、一時的にこれを預かり置くことは、教育上必要な措置として差し支えない。

## 次のようなことに気をつけて、指導しましょう！

- 1 「かっ!」となった時ほど、言葉に気をつける  
例えば、「帰れ」「出て行け」など  
(子どもの心を傷つけ、信頼関係を損なう言葉である)
- 2 教職員は複数での指導を心がける
- 3 子どもを座らせて、落ち着いて話を聞く



## 子どもたちの健やかな育成をめざして

指導の難しい子どもに対して力で押さえよ

うとしても、何の解決にもなりません。

指導は児童生徒理解を軸にした受容的な態

度、すなわち、カウンセリング・マインド

の立場に立ってなされなければなりません。

全ての子どもたちは、わたしたち教職員の

温かいまなざしを必要としています。

子どもたちからのあらゆる信号を見逃さず、

常に子どもたちの心に寄り添う指導を心がけ

ましょう。

相談的指導のみならず、子どもの状態に  
応じてそれぞれの教職員の持ち味を  
いかした幅広い指導を

- ・ 聞き上手
- ・ 話し上手
- ・ 遊び上手
- ・ ユーモアのセンスがある 等

子どもの内面を理解し、それにふさわ  
しい関わりを持つとする教職員の  
温かいまなざしは、子どもの成長・発  
達に欠かすことはできません。

子どもは、共感してくれる人には信頼  
を寄せ、その信頼関係をとおして自立  
していきます。

2015年(平成27年)2月 改訂